

新しい国民健康保険「資格確認書」・ 「資格情報のお知らせ」について

明石市国民健康保険課 賦課係 (TEL 078-918-5022 / FAX 078-918-5105)

マイナ保険証をお持ちでない人には「資格確認書」(若竹色)を交付します

70歳以上の場合

■発効期日から有効期限まで使用できます

今お使いの被保険者証等の取扱い

※新しい資格確認書の発効期日の前日まで使用してから、各自処分してください。



兵庫県国民健康保険資格確認書

有効期限 令和×年7月31日
発効期日 令和×年×月×日

番号 1234567 (枝番) 01

氏名 国保 太郎 性別 男
生年月日 昭和×年×月×日

交付年月日 令和7年8月1日

負担割合 ×割

有効期限は「令和8年7月31日」です

- 令和8年7月31日までに75歳の誕生日を迎える人の有効期限は「誕生日の前日」です。
75歳の誕生日以降は「後期高齢者医療制度」で医療を受けます。
- 保険料を滞納している世帯は、別途「資格確認書(特別療養)」が発送される場合があります。

発効期日から使用できます。

被保険者番号(お電話でのお問合せの際に必要です)

負担割合

- 医療機関等で支払う医療費の一部負担金の割合です。
- 発効期日から適用されます。

70歳未満の場合

■交付年月日から有効期限まで使用できます

今お使いの被保険者証等の取扱い

※新しい資格確認書の交付年月日の前日まで使用してから、各自処分してください。



兵庫県国民健康保険資格確認書

有効期限 令和×年7月31日

番号 1234567 (枝番) 01

氏名 国保 太郎 性別 男
生年月日 昭和×年×月×日

交付年月日 令和7年8月1日

有効期限は「令和8年7月31日」です

- 令和8年7月31日までに70歳の誕生日を迎える人の有効期限は「70歳の誕生月の末日(1日生まれの人は誕生日の前日)」です。

※70歳到達以降の交付について

- マイナ保険証を保有している人
「資格情報のお知らせ」を送付します(この誌面右側参照)。今後はマイナ保険証を使用してください。
 - マイナ保険証を保有していない人
「資格確認書」を送付します(この誌面の左側参照)。発効期日から使用してください。
- いずれも70歳の誕生月の月末まで(1日生まれの人は誕生月の前月末まで)に送付します。

- 保険料を滞納している世帯は、別途「資格確認書(特別療養)」が発送される場合があります。

交付年月日から使用できます。

被保険者番号(お電話でのお問合せの際に必要です)

令和6年12月2日より紙の健康保険証からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

今回送付した「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証の利用登録状況に基づき、令和7年7月1日時点の内容で作成しています。7月2日以降に転居や世帯主変更等があり、届いたものの内容が現時点の状況と異なる場合は、届いたものと本人確認書類を持参し、窓口で手続きをしてください。

マイナ保険証をお持ちの人には「資格情報のお知らせ」を交付します

資格情報のお知らせ 有効期限 令和8年7月31日

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	なし	番号	1234567 (枝番) 01
氏名	国保 太郎		
負担割合(70歳以上のみ記載)	○割		
発効期日(70歳以上のみ記載)	令和○年○月○日		
適用開始年月日	令和○年○月○日		
交付年月日	令和○年○月○日		

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ
令和○年○月○日 発行

交付者: 明石市
保険者番号: 280040
番号 1234567 (枝番) 01
氏名 明石 太郎
負担割合 ○割 発効期日(70歳以上のみ記載)
受診の際にはマイナ保険証が合わせて必要です

この「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません。

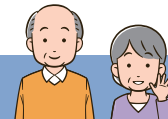
70歳以上の人の有効期限は「令和8年7月31日」です。

- 令和8年7月31日までに75歳の誕生日を迎える人の有効期限は「誕生日の前日」です。
75歳の誕生日以降は「後期高齢者医療制度」で医療を受けます。
- 保険料を滞納している世帯は、別途「資格情報のお知らせ(特別療養)」が発送される場合があります。

被保険者番号(お電話でのお問合せの際に必要です)

(70歳以上のみ記載) 負担割合
医療機関等で支払う医療費の自己負担割合

※70歳未満の人の資格情報のお知らせは、記載内容に変更がない限り更新はありません。
紛失や破損で再交付が必要な場合はお手続きが必要です。



75歳以上の人(後期高齢者医療制度について) 明石市長寿医療課 後期高齢者保険係 TEL 078-918-5165

75歳の誕生日からは「後期高齢者医療制度」に加入し、「国民健康保険」は脱退となります(届出は不要です)。令和6年12月2日以降、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行していますが、令和8年8月の年次更新までの間、暫定的な運用として、マイナ保険証の利用登録の有無に関わらず、後期高齢者医療の全被保険者に「資格確認書」を交付します。

- 65歳～74歳で下記のいずれかの一定の障害がある人も「後期高齢者医療制度」に加入できます(届出が必要です)。

認定が受けられる一定の障害の程度

- 国民年金証書(障害年金等級): 1、2級
- 身体障害者手帳: 1～3級または4級のうち次のいずれかに該当する人
 - ・音声機能または言語機能の障害
 - ・両下肢のすべての指を欠くもの
 - ・一下肢を下肢の2分の1以上で欠くもの
 - ・一下肢の機能の著しい障害
- 療育手帳: 重度
- 精神障害者保健福祉手帳: 1、2級

- 医療費の窓口負担割合は「1割」「2割」「3割」のいずれかになります。
後期高齢者医療制度の被保険者で一定以上の所得がある人は、現役並みの所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 保険料は個人単位で納める仕組みです。

国民健康保険料

75歳の誕生月

後期高齢者医療保険料

当初より誕生日の前月分までで算定し、通知しています。

新たに算定し、誕生日の翌々月(ただし、1月生まれは2月に、4月生まれの場合は7月)に通知します。

75歳の誕生日の前月下旬にお送りします。

後期高齢者医療資格確認書

有効期限

交付年月日

被保険者番号

住所

氏名

生年月日

資格取得年月日

発効期日

一部負担金の割合

保険者番号並びに保険者の名称及び印

兵庫県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療資格確認書(ハガキ型)

資格適用適正化調査 → 確認①・確認② に該当する場合は、手続きをお願いします。

確認① 職場の健康保険に加入しているのに、国民健康保険資格確認書が資格情報のお知らせが届いた場合

⇒国民健康保険の脱退の届出を！

- 職場の健康保険に加入したときは、国民健康保険の脱退の届出が必要です（職場は手続きしてくれません）。
- 届出をされないと保険料が二重にかかりますので、ご注意ください。

確認② 家族が職場の健康保険に加入している場合、その健康保険に加入できませんか？

⇒被扶養者として認定されれば、保険料等の負担を削減できる場合があります。

被保険者の認定基準

3親等以内の親族で、将来1年間の収入見込み額が130万円未満（60歳以上、または一定の障害がある人は180万円未満）であることなど。
※詳しくは家族の職場にご確認ください。

国民健康保険の脱退の届出について

こんなとき	お持ちいただくもの		受付窓口
	個別に必要なもの	共通して必要なもの	
・職場の健康保険に加入したとき ・職場の健康保険の被扶養者になったとき	職場の資格確認書か資格情報のお知らせ (または健康保険資格取得証明書)	①国民健康保険の資格確認書 ②来庁者の本人確認書類 (運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど) ③マイナンバーが確認できるもの (世帯主及び対象者のマイナンバーカード・通知カードなど) ◆世帯主の委任状（来庁者が別世帯の場合）	国民健康保険課 (市役所2階①番窓口) あかし総合窓口(パピオス6階) 大久保市民センター 魚住市民センター 二見市民センター ※サービスコーナーでは受付できません。
・市外へ転出するとき			
・死亡したとき			
・生活保護を受けるようになったとき	生活保護受給証明書		

※ マイナ保険証を利用している場合でも、社会保険の加入・脱退などの保険者の異動を含め、国民健康保険の加入・脱退の手続きは従来通り必要となります。

職場の健康保険に加入した場合

スマートフォン等でいつでもオンラインでの脱退手続きができるようになりました。ぜひご利用ください。

準備するもの

職場の資格確認書が資格情報のお知らせ、または健康保険資格取得証明書のいずれか
世帯主の本人確認書類（免許証やマイナンバーカード等）

明石市 国保 脱退 検索



資格確認書の差し替えが必要となる場合

こんなとき	お持ちいただくもの	受付窓口
・市内で転居したとき	①国民健康保険の資格確認書	国民健康保険課 (市役所2階①番窓口) あかし総合窓口(パピオス6階) 大久保市民センター 魚住市民センター 二見市民センター ※サービスコーナーでは受付できません。
・氏名などが変わったとき	②来庁者の本人確認書類 (運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)	
・世帯主が変わったとき	③マイナンバーが確認できるもの (世帯主及び対象者のマイナンバーカード・通知カードなど)	
・世帯を分離したり合併したとき	◆世帯主の委任状（来庁者が別世帯の場合）	

【資格適用適正化調査に関するお問い合わせ先 保険課 TEL (078) 918-5022】

マイナ保険証の利用登録について

令和6年12月2日より、従来の健康保険証は発行されなくなり、マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには以下のステップが必要です。

STEP1 マイナンバーカードを申請・作成する

STEP2 マイナンバーカードを健康保険証として登録する

利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

マイナ保険証
利用登録に
ついてはこちら



健康まもりタイ健診（特定健診）を受けましょう！

●40歳以上の国保加入者は、健診を「無料」で受診できます！

健診費用助成券を使うことにより、通常7,000円以上かかる健診を無料で受診できます。助成券は、5月初旬時点で国保加入している40歳以上の人へ6月中旬に自動発送しています。

健診は長くても半日で終わります。また、土日に健診を実施している医療機関もあります。時間をつくり、年に1回、健診を受けてください。

●健康まもりタイ健診のおすすめポイント

①生活習慣病の早期発見・予防ができます

症状を自覚してからでは進行していることの多い糖尿病などの生活習慣病は、健診により発見できます。毎年健診を受けることで重症化する前に予防・改善ができます。

②かかりつけ医でも受診できます

かかりつけ医が健診実施医療機関である場合には、かかりつけ医で受診できます。また、集団健診でも受診できます。

※かかりつけ医で実施しているかは、明石市ホームページの「健診実施医療機関一覧」をご確認ください。

※集団健診の会場やスケジュール等については、広報あかしや明石市ホームページをご確認ください。

③保険料負担の抑制につながります

健診により市民のみなさんが健康になると、明石市の医療費負担が減少します。

⇒ 結果として、みなさんの保険料負担の抑制につながります。

※健診費用助成券の有効期限前（1～3月）は、大変混み合います！

早めに予約し、受診してください。

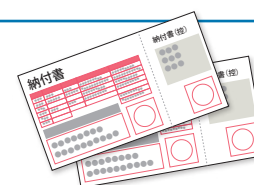
※国民健康保険課の人間ドックを受診する人は、同年度の健康まもりタイ健診を受診できません。

【特定健診に関するお問い合わせ先 保健予防課 TEL (078) 918-5668】



保険料は必ず納付期限までに納付してください

滞納が一定期間を越え、納付や納付相談がない場合は、医療費が3割負担から一旦、全額自己負担となる場合があります。その期間も保険料はかかります。お早めに、国民健康保険料のご納付をお願いします。



お問い合わせ先

明石市 国民健康保険課（市役所本庁舎2階）

FAX (078) 918-5105

資格確認書・資格情報のお知らせ、加入・脱退手続き、保険料の計算等について …… 賦課係 TEL (078) 918-5022

保険料の納付相談、口座振替等について …… 収納係 TEL (078) 918-5023

保険給付、高額療養費の支給等について …… 管理係 TEL (078) 918-5021

※市職員が電話で保険料や医療費の還付についてATMへ案内することは絶対にありません。